

が種々せいぜいを加える等の事例が報告されており、また地方公共団体の職を兼ねる場合についても同様の事例があるが、政府は上記の精神に基づき今後そのようなことのないよう留意されたい。

4-25

庶発第294号 昭和33年5月28日

科学技術庁長官 正 力 松太郎 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

原子炉およびその関連施設の安全性について(申入)

標記のことについて、本会議第26回総会の議に基づき下記のとおり申入れます。

記

わが国将来の発展のため、原子力の開発を推進することは、きわめて必要なことと考えるが、災害を生じた場合には、その後の原子力開発に取りかえしのつかない打撃を与えるおそれがある。特に不幸な経験を受けたわが国民の感情と地震洪水をはじめ天災の多いわが国の事情とを考慮に入れると、原子炉の安全性については、一層慎重に考えなければならないことは明かである。

よつて政府は、原子炉およびその関連施設の安全性を最優先的に考慮し、

1. 速かに、原子炉およびその関連施設の設置、運転管理、万一災害の生じた場合の補償等はすべてにわたつて、安全性を保障する法律を制定されたい。

2. 特にとりあえず、下記の諸事項が行なわれるよう、速かに措置されたい。

(1) 原子炉およびその関連施設の設置場所は、設置の場所自体が安全性の重要な要素であることいかんがみ

(A) 基本的な設置条件を決定すること。

(B) 設置地域の計画について基本方針をたてること。

上記の目的を達成するため、全国にわたる広汎な、系統的な調査を施行すること。

(C) なお、目下建設を予定されているものについても、更に十分な調査の費用を計上するなどによつて一層慎重な調査を行ない得るようにすること。

(2) 原子炉およびその関連施設については、そのHazard reportの審査に際し、専門家の客観的な意見をひろく聴取できるようにすること。

設計当初の審査ばかりでなく、運転中も隨時施設内施設外の汚染を監視する法律によつて権限を与えられた監視機構を作り、監視を厳重に行なうこと。廃棄物の処理についても監視を行なうこと。

(3) 保健物理学の確立を推進し、上記監視のために必要な保健物理技術者を至急計画的に養成すること。なお現在の「放射性同位元素等による放射線の障害防止に関する法律」は、管理区域の境界までを問題にしており、その外部に適用されないとのことであるから、至急これに関する法律を制定すること。

(4) 原子炉およびその関連施設の安全性については、「絶対に災害を発生せしめない」という考え方でのぞむべきであるが、万一災害の起つた場合の補償については、放射線障害の特殊性から、予算的にも、被害評価の方法においても、特別の準備をととのえておくこと。

- (5) 原子炉およびその関連施設が、安全性優先のため、不便な場所に設けられた場合、運転者、研究者の便宜をはかるため十分な予算を計上すること。

上記諸目的を達成するため、原子炉およびその関連施設安全性保障委員会の如きものが早急に発足するよう措置されたい。

この委員会の構成機能は次の如きものであることが望ましい。

- (1) この委員会が独立性をもつて活動できることを法的および機構的に保障する措置がとられること。

- (2) この委員会は、専門委員を持ち、調査機能をもつこと。

- (3) この委員会の運営には、ひろく学界の意見が反映することが必要であり、そのためには委員の構成についても日本学術会議の推薦が要望されること。

なお、そのような委員会の業務は上掲するところで明かであるが、あらためて、これを列挙すれば、下記のとおりである。

- (1) 原子炉およびその関連施設の設置場所について安全性の審査（自らも調査機能をもつこと）

- (2) 原子炉およびその関連施設の Hazard report の審査（専門委員をもつこと）

- (3) 安全監視機構の整備

- (4) 保健物理技術者の養成計画

- (5) 原子炉およびその関連施設による災害の補償の審査

4-26

庶発第303号 昭和33年5月30日

科学技術庁長官 正 力 松太郎 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

数理科学研究所の設立について（要望）

標記のことについて、本会議第26回総会の議に基づき、ここに下記のとおり要望します。

記

世界およびわが国の学界の現状にてらして、次の目的をもつ“数理科学研究所”を設立することが適切かつ緊要であると考えられる。

よつて、政府は、その速かな実現を図られたい。

目的

数理科学研究所は、全国共同利用の研究所として、次の任務を遂行することにより、わが国の学問の水準を高め、科学技術の発展に貢献することを目的とする。

- (1) 数学および自然科学・産業技術諸部面への応用に関する研究を、総合的組織的に行ない、またその研究者を養成すること。
- (2) 高速度計算施設をおき、大規模の数値計算を可能ならしめるとともに、各種計算機構ならびにそれによる計算法を研究し、またその技術者を養成すること。
- (3) 大学・研究所等の求めに応じ、数学的諸問題の解決に協力すること。